

平成30年度 第2回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会会議 議事録

1 日時：平成30年10月3日（水）10時

2 場所：ポートサイドタワー12階第一会議室

3 参加者

(1) 委員

黒川雅子 委員長、永嶋久美子 副委員長、岩崎弘一 委員、星 幸広 委員、樽木靖夫 委員

(2) 教育委員会職員

神崎広史 教育次長、伊藤裕志 学校教育部長、御園生博文 学事課長、中嶋のり子 教育指導課長
古山智和 保健体育課長、根本 厚 教育センター所長、浅野一久 養護教育センター所長

(3) 事務局

福本 順 教育支援課長、石田信之 教育支援課主任指導主事、高橋泰雄 教育支援課指導主事

4 議事録

(1) 開会

(福本教育支援課長) それでは、事務局に確認します。本日、傍聴人の方はいますか？

(高橋指導主事) 1名おります。

(福本教育支援課長) はい、わかりました。それでは、傍聴人の方をお願いします。入室の際にお配りしております、「傍聴の注意事項」をお守りいただき傍聴されますよう、お願いいたします。本日の会議については、千葉市情報公開条例第7条第2号に該当する情報（不開示情報）を含むため。また千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第3条第2号から第4号までに掲げる所掌事務に関する対策調査委員会の会議内容は、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会運営要綱第2条第2項により原則非公開であるため、協議事項（2）からは、傍聴人の方にはご退席いただきますので、予めお知らせします。よろしく申し上げます。

それでは、始めさせていただきます。私は、本日進行を務めさせていただきます、教育支援課長の福本でございます。よろしく申し上げます。

それでは、第2回「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」を開会させていただきます。

まず、教育委員会を代表いたしまして、神崎教育次長より御挨拶申し上げます。

(2) 教育委員会挨拶

(神崎教育次長) 本日は、公私ともご多用の中、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

本市の学校は、夏休みを9月2日に終えておりまして、前期の学期末を迎えております。この時期の心配といたしましては、自殺対策白書にもありますとおり、8月の下旬から9月の中旬にかけて、18歳未満の自殺者の方が急増するということが、心配をしていたところではございますけれども、本市の児童生徒につきましては、幸いなことにそういった事案は発生しておりません。今後、引き続き各学校において、丁寧な見守りを行っていき、いじめ問題について、未然防止、早期発見、早期対応を旨として、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本日の委員会におきましては、次第でご覧いただきましたとおり、2点の協議事項がございます。

1点目が、いじめアンケートの保存期間について、2点目として個別事案の検討でございます。委員の皆様におかれましては、それぞれご専門の立場から忌憚のない御意見をいただきますとともに、本市のいじめ対策のさらなる充実に向けまして、より一層のお力添えをお願いをいたしまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(福本教育支援課長) ありがとうございます。神崎教育次長でございますが、所用がございまして、退席いたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、黒川委員長にお願いいたします。

(3) 議事

(黒川委員長) それでは、本日の会次第に沿って議事を進めさせていただきます。はじめに、千葉市いじめ等の現状と課題について、事務局より説明をお願いいたします。

(石田主任指導主事) 事務局の石田です。よろしく申し上げます。昨年度、平成29年度のいじめの報告ということで、2頁、3頁、4頁をご覧ください。この数字につきましては、本市の独自調査ということで、

毎月各学校からいじめの認知件数ということで提出された数字の推移を示しております。月ごとの累計となっておりますので、年間のトータルの件数は出てないのですが、月ごとの推移を示させていただいております。2頁のグラフを見ていただければわかるように、四角いグラフのほうが29年度です。丸いほうが28年度ということで、認知件数については、増加しているということ。しかし、この増加というのは、文科省のほうも推奨しているように、学校がいじめをきちんと認知しているという数字が増えているということでございますので、各学校としては、未然防止、早期発見、早期対応のための認知と我々も捉えていますので、年々増加ということも否めないと考えています。

この独自の調査の数値が掲載されていますが、問題行動調査といわれている、文科省からの結果が、10月26日に新聞発表になっております。前日の10月25日には、ホームページで公開ということで、そこで改めて詳しい数値、千葉県の数値を中心に、一部政令指定都市の数値も出ると伺っておりますので、きちんとした数値に関しましては、10月の下旬に公表となっておりますので、よろしく願いいたします。

(黒川委員長) ありがとうございます。何か、御意見質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

各校種によって、特徴があるのですかね。グラフで見せていただくと、現状をはっきりご報告いただけてよくわかるのですが、小学生の場合、昔でいう3学期、1月2月の所でちょっと膨らんでいるといったところで、中学生は、3学期の所で、認知件数の減少を見るかぎり、数字で見ると落ち着いていて、年内、最後11月、12月といったところで、認知されている件数が多いというところは、やはり校種によって、そういったところの特徴といいますか、そういうのが千葉市の結果から見えますと思いますが、特にご確認されたい点などございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本日の協議に移っていきたいと思います。1点目。いじめアンケートの保存期間についてが、本日の協議事項にあがっております。学校では、こういう形でいじめを早期発見、認知をしていく取り組みの中で、児童生徒に対してアンケートをとることがあるわけなんですけれども、その保存期間について本日の委員会のほうで、まず協議を進めていきたいと思うのですが、ご意見があればお願いします。

では、事務局お願いいたします。

(石田主任指導主事) 昨年度まで、この調査委員会で作っていただいた、「いじめ対応マニュアル」の3頁の左下にある、「いじめのアンケート」ですが、その保存期間が3年間保存となっておりますが、文科省のほうは、5年間と言っております。県のほうは、基本3年と言っておりますが、卒業した後もやはり保存してほしいということで、はっきりと明記しておりません。本市に関しましては、全学校に配布している対応マニュアルに、3年保存と示してあるのですが、これについて、期間はもう少し長いほうがよいのではないかという話も出ておりますので、委員の先生方にご意見をいただいて、もし変更があれば変えていく余地があるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

(黒川委員長) ありがとうございます。文科省のガイドラインその他では5年という年数が示されているところなので、その違いといったところで、長いほうがよいのではないかというふうに、学校の先生からもご意見があがっているというのが、石田先生から報告があったところですが、いま現在千葉市においては、3年で対応していることなんです、この3年の妥当性をどう考えるかというところだと思うんですが、ご意見ある方いらっしゃいますか。

(永嶋委員) はい。3年だと、小学生が入学してから卒業する途中の段階で廃棄になってしまうということに関しては、やっぱり短いかなと考えます。できればというか、なるべく在学中は、ある程度保存できる期間があればと思います。

(星委員) 現在、千葉市は3年ということになっていると思います。確かに、入学してすぐにいじめが認知したという時に、在校中に書類がなくなるってことは、これはやはりおかしいと思います。だから、私は、3年であれ5年であれ、理由がたてば、説明できる合理的な理由があれば、どちらでも構わないと思うんです。けれども、実際に現場で運用ということを考えると、永嶋先生がおっしゃったように、私は、文科省に、もっと長くてもいいと思うんですけれども、文科省も5年という基準でつくっているのであれば、別にこれに、ただ合わせるのではなくて、在校中に記録がなくなってしまうのはおかしいことなので、少なくともいる間は取っておくべきだと思うので、だから、わたしも5年取っておくことに賛成です。

(樽木委員) はほぼ同様の意見です。在籍中は、やはり、何かがあった場合、前の事を振り返りたいというのが、学校であるのではないかと思いますので、その意味でも、在籍中は保存しておくというのを基本にしたらいかなのではないかというふうに考えます。

(黒川委員長) 在籍中に保存する… 文科省も5年というか、法令の中で5年間という保存期間が示されてい

るものがある中で、5年というひとつの数字としてあらわれているのかなという気もするんですが、先生方のご意見をいただくと、在籍中は残しておいたほうがよいと、小学校が6年間ですので、長いほうにあわせて、在籍期間中は千葉市の学校においては、保存しておいたほうがいいであろうと、それを最大限考えると、具体的に言うと小学校1年生の時にアンケートを書いた、それが小学校6年生の卒業するまで保存されているというのを5年間という数字で表すとすると、アンケートを記載した年度の終わり、要は翌年度から5年間というカウントにしないと、1年生の時に書いたものが、1年生のときからカウントしてしまうと、結局6年生になった時に廃棄されてしまうという話になってしまうので、記載した年度の翌年度から5年間という形にしておけば、どんなに1年の時に書いたものでも、6年生の卒業時まで学校のほうでいじめの保存が行われるといったところで、最長期間の5年間というカウントの仕方が、皆さんのご意見を集約することができるかなと思うんですけども、そのような保存期間の示しかたっていうのを、委員会として提示させていただくということではいかがでしょうか。

(委員) 賛成でございます。

(黒川委員長) では、そのような形で、アンケートの保存期間については、記載の翌年度から5年間というような形で、保存期間についてご提案させていただくというふうに進めていただきたいと思います。事務局特にこの点についてありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(福本教育支援課長) では、このことについては、この対応マニュアルを4月に各学校に示しておりますので、できるだけ早めに学校のほうに対応マニュアルの変更点ということで、その年度の終了した翌年の最初から5年間といういことで改めて示していきたいと思います。

(永嶋委員) アンケートを取った年度の終了日からを起算日として5年でもいいし、その翌年度の開始日を起算点として5年でもいいし、書きぶりは調整していただければと思います。

(福本教育支援課長) わかりました。3月31日、または4月1日ということですね。

(星委員) ということは、運用として、小学校に入っすぐいじめってことは現実としてどうかと思いますけれども、実際に発生したとして、在校中は書類が残っているという運用になるんですよね。そうでないと、来て3年とか5年とか、これはこっちの理屈で考えるけれども、実際にいじめがあったということになると、親は、調査をしてくれとか、いわゆる相談とか来ると思うんですけども、その時、去年のうちに記録は処分しましたじゃ、これは、規定は守っていても世間は納得しないと思うんです。ですから、私は、伸ばしていないのではないかと思います。

(黒川委員長) はい。児童生徒の在籍期間中は、学校が保存することが望ましいであろうといったところで、学校側に説明いただいて、保存期間の延長について変更点のご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(黒川委員長) それでは、次の協議事項に入りたいと思います。

(福本教育支援課長) 委員長よろしいでしょうか。では、傍聴人の方をお願いいたします。協議事項の(2)からですが、個別の事案協議になりますので、ご退席をお願いします。